

わらしな学園身体拘束適正化のための指針

1 わらしな学園における身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束の原則禁止

身体拘束は利用者の自由を制限することで重大な影響を与える可能性がある。利用者個々の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しない。

緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行なわないケアの提供をすることが原則であり、例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は必要最低限の身体拘束を行なうことがある。

- (1) 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。
- (2) 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行なう以外に代替法がないこと。
- (3) 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件をすべて満たすことが必要

2 身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 虐待・身体拘束廃止作業部会

(設置)

身体拘束を廃止及び適正化することを目的として、虐待・身体拘束廃止作業部会を設置する。

(所掌事項)

作業部会は、月1回開催し、次の事項を検討、協議する。尚、部会の結果については、職員に周知徹底する。

- ①身体拘束廃止、適正化に向けた調査及び改善に関すること。
- ②身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続に関すること。

③身体拘束を実施した場合の解除の検討に関すること

④身体拘束廃止のための研修計画に関すること。

⑤前4号に掲げるもののほか、身体拘束に関し委員長が必要と認める事項
(組織)

①作業部会の部会長は、次長（育成課長）とする。

②部会長は、作業部会の会議の議長となる。

③作業部会の部会員は、学園長、次長（指導課長）、サービス管理責任者、生活支援員、看護師、栄養士、相談支援専門員とする。

3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

(1) 身体拘束廃止のための職員研修を原則年1回および職員採用時に実施する。

(2) 研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止にも留意する。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者、その他必要な事項を記録する。

4 施設内で発生した身体拘束等の報告方法に関する基本方針

身体拘束等の事案については、その全ての案件を虐待・身体拘束廃止作業部会に報告するものとする。また、部会長が定期開催の同作業部会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に同作業部会を招集するものとする。

5 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

身体拘束は行わないことが原則であるが、緊急やむを得ない場合については、下記の運用によるものとする。

(1) 3要件を確認する。

3つの要件を満たす場合にも、以下の点に留意する。

①緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断は、原則作業部会において協議を行い、個人的判断で行わない。

②利用者や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を出来る限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。仮に、事前に身体拘束について施設としての考え方を利用者や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で必ず個別に説明を行う。

③緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、緊急やむを得ない場合に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。この場合には、実際に身体拘束を一時的に解除して状況を観察するなどの対応をとる。

(2) 定められた手順で身体拘束を開始する。

必要書類（緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書、緊急やむを得ない場合に該当すると判断した作業部会議事録）を作成、マニュアルに従い、定められた手順で身体拘束を行う。

(3) 身体拘束に関する記録を行う

①緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その内容及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

②記録には、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、職員間、施設全体、関係者の間で直近の情報を共有する。

6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにする。

7 その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

利用者の権利と意思を最大限に尊重し、その人らしい生活の実現に向け、サービス向上に努める。

附 則

この指針は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和5年4月1日から施行する。